3．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

区　　分	金　　額
期首残高	470,152,652円
有形固定資産の取得等に伴う増加	1,923,858円
時の経過による調整額	1,517,241円
資産の除去等による履行額	2,128,275円
期末残高	471,465,476円

Ⅷ．不要財産に係る国庫納付関係
該当事項はありません。

Ⅸ．オペレーティング・リース取引
貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　17,419,344円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　42,924,502円

Ⅹ．重要な債務負担行為
該当事項はありません。

Ⅺ．重要な後発事象
該当事項はありません。

自動車損害賠償責任保険基準料率届出公告

平成29年1月31日　損害保険料率算出機構

本機構は、自動車損害賠償責任保険基準料率の変更について、平成29年1月17日付で金融庁長官に届出を行いましたので、損害保険料率算出団体に関する法律第9条の3第2項および損害保険料率算出団体に関する内閣府令第8条の規定により、次のとおり公告いたします。

1．金融庁長官に届出をした基準料率　下記のとおり
2．基準料率の届出をした年月日　平成29年1月17日
3．基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を閲覧に供する場所
損害保険料率算出機構　東京都新宿区西新宿3－7－1
新宿パークタワー　28・29階
4．基準料率表の交付の請求を受ける場所　同上
5．公告に関する問い合わせ先　損害保険料率算出機構　総務企画部広報グループ
電話（03）6758―1300

記

自動車損害賠償責任保険基準料率
目次
1．保険金額
2．基準料率
3．自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

自動車損害賠償責任保険基準料率
自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1．保険金額
自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

2．基準料率
（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1　60か月～53か月契約〕

（単位：円）

車種＼保険期間			60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車		22,510							
原動機付自転車			16,990							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		40,270	39,710	39,140	38,580	38,010	37,450	36,880	36,320
	(ロ) 小型二輪自動車		18,160	17,950	17,740	17,520	17,310	17,100	16,890	16,680
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	18,160	17,950	17,740	17,520	17,310	17,100	16,890	16,680
		検査対象外車	18,050	17,840	17,630	17,420	17,210	17,000	16,800	16,590
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車	29,680							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,130							

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。